

近世の村と帯刀人と刀

赤井孝史

はじめに

中世の村落に存在した村の侍および、彼らの所有する刀の所持を規制した兵農分離後の村落の様相については、近年様々な視点からの研究成果によって明らかになっている。山城国の帯刀改めを詳細に分析した吉田ゆり子は、村に居住する侍の区分として、浪人と郷侍があり、また郷侍の帯刀は神事や地頭御用の臨時帯刀とは区別され軍事奉仕を前提としたことから、「百姓とは異なる一つの身分」と規定した⁽¹⁾。

藤木久志は、近世初期の農民の武器使用の実態から刀狩の意義を検討し、刀狩が民衆の武装解除ではなく身分統制を目的としたものであり、十八世紀に至って帯刀規制が厳格化するが、十七世紀半ばまでは刀をはじめとした武器の所有規制ではなく、使用規制が中心であったことを明らかにしている⁽²⁾。また村落内の帯刀人数が中世村落の帯刀者

数の実情をほぼ反映しているとした上で、地侍層が幕藩制下の農村において期待され、果たした役割について課題を示している。

本稿の関心は、村が刀を差す村人をどのように見ていたのか、彼らに有す刀をどのように考えていたのかを探ることにある。深谷克己が検討した「近世人」の「身上り願望」が近世社会に普遍的に存在し、在村奉公や売録・買録がそれに応えるよう存在したのであれば⁽³⁾、近世の村落には常に帯刀する村人が誕生する可能性がある。これによって生じる刀の所持を村側の視点から捉えなおしてみたい。

本稿が分析対象とするのは、主として山城国乙訓郡石見上里村と同一村に在住した正親町三條家家来の大嶋氏である。石見上里村は村高七六四石余、相給の村であり、領主は富小路家(一〇〇石)、竹内家(四五石)、持明院家(四五石)、正親町家(四五石)、甘露寺家(四〇石余)、中御門家(三五石)、大炊御門家(三四石余)、二采女領(一〇石)、戒光寺(二〇六石)、善峯寺(一〇三石)、大炊道場(七四石

余)、因幡堂(四〇石余)、白川家(三七石)、花開院(一一石余)、禁裏御料(一一石余)、法皇御料(二三石余)である⁽⁴⁾。なお、石見上里村は近世行政単位としては一村だが、石見村、上里村はそれぞれ独立性が強く、史料上分けて表記されることもある。本稿では近世での状況も鑑みて、基本的には大嶋氏が居住した地域を上里村と表記することとする。

第二章 村の「侍」・大嶋氏

第一節 系譜から見る大嶋氏

大嶋氏がどのような家であったのかについては、長谷川澄夫、尾脇秀和の研究があり、長谷川は天明五年の「日記」による「郷士」としても生活を、尾脇は近世後期の医師としての大嶋氏の活動について論じている⁽⁵⁾。両者の研究に拠るところは大きい⁽⁶⁾が、本稿の視点からここで再度大嶋氏の系譜を検討してみたい。

天保三年(一八三二年)に大嶋直良が編纂した「大嶋家記」によると、大嶋氏は近世前期には橘姓安田氏を称している。安田氏は源姓武田氏流であるが、戦国末に薄家から安田氏に養子に入ったとされる安田宗昌の遺訓により実家の橘姓を名乗ったという。宗昌に関する記述を見てみると、

【史料一】⁽⁷⁾

諸光ノ祖父從三位以量二側室有て末子ヲ生ム、是ヲ宗昌ト云、幼

児ニシテ吉田神職安田雅楽頭源時昌ニ養子タリ、薄家断絶ノ時源

時昌既ニ死セリ、宗昌元來薄家ノ血胤ナレハ後難アランコトヲ懼テ官位ヲ捨テ退身ス、五位雅楽頭ヲ改テ安田専右衛門尉ト云、吉田ヲ去テ播州候家ノ臣某ニ依ル、是レ天正二三年ノ比ニシテ世上穩ナラス、流浪ノ際妻死一男アリ後はヲ昌榮ト云乱國ノ間々世上ノ安否ヲ伺ヒ、一度京師ニ歸リ起業ヲ謀ンコト懷ヘ共、時未タ至ラズ密ニ上里邑ニ蟄居ス、(中略)宗昌居住シテ村人ト同ク林山芝沼ヲ開キテ食料ノ助トス

とある。宗昌は、安田専右衛門尉と名乗って上里邑に居住するが、系図上では「安田仙右衛門尉」とも書かれており、後で見ると上里村では大嶋氏の当主を「仙右衛門」と呼んでいることと符合する⁽⁸⁾。

安田氏は宝永四年(一七〇七年)に、彦四郎宗重が「主人ノ命ニ依テ姓氏ヲ改テ大嶋教馬立野直武トス、正六位上ニ叙セラル、十二月十八日口宣案ヲ下シ玉ハル」とあって、正親町三條家の命で改名したことがわかる。これ以降、「直」を通字とし、代々大嶋教馬を称する。

大嶋氏が先祖を武士ではなく、公家の流れを汲む神職であったと主張している点も注目に値する。宗昌は「家財・田畑・山林等迄一子儀左衛門昌榮ニ讓、同村金輪寺ニ至リ剃髮シテ院主トナル、法名宗鉄ト号ス」とあって、上里村の天台宗寺院・金輪寺の院主となったという⁽¹⁰⁾。しかし金輪寺は慶長十四年に焼失してしまふ。金輪寺は傳教大師の開基と伝え、山内に鎮守山王権現を祀っていたという⁽¹¹⁾。金輪寺は焼失後「寺跡法門ヲ嗣ク人ナク遂ニ廣荒ノ地トナル、土地ハ安田氏ニ屬」した⁽¹²⁾。なお寺跡に「凸ノ地アリ今はヲ大塚ト呼テ、年々正月山神ヲ祭」ついているという⁽¹³⁾。安田氏が神職由緒を持ち、また村内古利の金

輪寺と鎮守山王権現を掌握していた有力な「村人」であったことがわかる。金輪寺跡に山の神が祀られていることも、こうした歴史を背景としてのことであろう。

第二節 大嶋氏の「武」的側面

ここでは大嶋氏の「武」の伝承について検討していきたい。まず、次の史料を見ていきたい。この史料は元禄十四年（一七〇一）当時の当主大嶋重賢に関する『大嶋氏家記』の記事である。天保三年（一八三二年）に大嶋直良によって編纂されたものだが、当該期の大嶋家にとどのような先祖の伝承が残っていたのかがわかる。

【史料二】⁽¹⁴⁾

元禄十四年（一七〇一年）十一月八日

（前略）又近山ニ山犬アリ、病ヲ苦シテ路傍ニ走り出往来ノ人ヲ囓ム、衆大ニ恐ル、或日近林ニ出ツ重賢是ヲ見ル早々手槍を提ケ行テ是ヲ突ク病犬驚キ顧テ槍ノ穂本に囓ミ付、終ニ死ス、今ニ傳ル所ノ手槍牙齒ノ痕アリ（以下略）

重賢が退治した山犬は病に苦しむ病犬であり、人々の恐怖の対象であった。ここでは人々の恐怖を取り除いた功と、山犬を恐れぬ重賢の勇が語られている。そしてその「武功」「武勇」の証としての手槍が十九世紀まで伝存していたことも重要で、その槍と一組になって山犬退治の話が語られている。つまり「武」がモノを伴って伝えられていることが、「武」を継承する存在としての大嶋氏を成り立たせている要素であるといえるのである。

次は十八世紀の当主・直恒に関する明和元年（一七六四年）の記述である。

【史料三】⁽¹⁵⁾

明和元年（一七六四年）甲申

（前略）愚謹而案ルニ、直恒ハ若カリシヨリ性正直勇悍也、専ラ公積卿ニ仕フ、君又勇威アリテ二人共ニ武術ヲ試ミ論セリ、洛北北野ニ瀧野仙右衛門ト云拳法ニ達スル人アリ是レ起倒流ノ祖也、平常ニ師トシエテ其藝術ヲ学習ス、夜深更ニ及ベトモや項を懼ルコト無シ、或日君殿ニ候ス暗夜ニ帰宅ス鼻削ヲ通ルトキ樹上ヨリ其名ヲ呼フ、直恒不圖仰テコレヲ見るル婦人ノ声ニテ笑フノミニシテ姿ヲ見ス、或日実母齒痛甚シ、楊枝ヲ以テ齒痛ノ所ニ當テ是ヲ火葬所ニ立置ケハ通止ムト也、直恒夜丑ノ刻ニ至リ一人北墓茶毘ノ所ニ行テ楊枝ヲ立置ケリ云々、又京師ヨリ畝ル下久世を離レテ八町繩手ニ出ツ、大ナル陰火アリ、順更シテ消ス、寺戸村を過テ山ニ掛リ登ルニ忽然トシテ陰火途中ニアリ、直恒嗽一声シテ消失スト云々、又或日沓掛ニ行夜ニ入テ畝ル狼其痕ヲ慕ヒ来レトモ更に怖ルコトナシ、狼遂ニ去ヌ、（以下略）

直良は直恒の人物を高く評価した上で、直恒の武芸について述べている。直恒は瀧野仙右衛門に師事した拳法（柔術）の達人で、暗夜樹上から聞こえる怪しげな声にも動ぜず、母の齒痛回復のために深夜茶毘所に行つて楊枝を立て、陰火を一声にして消し去るという豪の者で、その武勇は直接的な武勇譚ではなく、目に見えない存在に対する破邪の力を持つという逸話である。

すでに見たように大嶋氏の伝承には戦国以前の華々しい武勇がなく、戦乱を避けた吉田神道の神職であったという伝承を持つ。そうした大嶋氏の系譜の中で、この二名の伝承は異色に写るが、後に見るように帯刀して三條家に仕える侍という近世の大嶋家の性格を考えたとすきには、どうしても武勇の伝承が必要であったのではないだろうか。重賢、直恒という二人の先祖の存在は、大嶋氏が「武」を継承する家柄としての主張であると考えられる。

第三節 直良の「武」

ここでは寛政期の当主であった直良の「武」について検討したい。大嶋直良は湯浅氏から養子に入った人物で、⁽¹⁶⁾ 医術と儒学に相当の習熟があった。大嶋家の記録編纂のみならず彼の代から日記を残していることも注目される。日記の中にみえる直良の武人的側面を見ていくことにしよう。

とはいえ日記の記述の中に、直良の武勇が多く語られているわけではない。次の史料は、直良その人の武勇譚ではないが、直良の性格や武勇を類推させるものである。

【史料四】⁽¹⁷⁾

(天明五年)二月廿八日(中略)湯浅祐之進、右ハ昨日川端ニ而西屋敷之与力十人斗と一人之侍と喧嘩いたし一人之侍を川へつきはめ両刀を奪取其儘逃去、然ニ昨日教馬上京被致候故、若シ哉数馬ニ而ハ無之哉と世間ニ而申候故不安心、傍尋ニ参り候呉候なり
天明五年(一七八五年)二月二十八日に起きたこの騒動は、結果と

しては大嶋直良とは無関係であったが、与力十人と喧嘩になった人物が直良ではないかと懸念されたという点が注目される。

このことは直良が武芸に関して、しかも特定の武芸について相当の技量を持っていたことを想像させる。なぜなら、まずこの喧嘩の当事者を直良だと「世間」が疑ったという点が挙げられる。「世間」は一般的な意味よりも狭い範囲、直良と直接交渉のある人物達を指すだろうが、そこに含まれるのは実家の湯浅家をはじめとする直良をよく知る複数の人物たちであることは間違いない。史料中には「昨日教馬上京被致候故」という理由が書かれてはいるが、「世間」の判断は上京の時期だけを基になされたものではあるまい。十人を相手に喧嘩をするような、しかも鮮やかに一人を川に突き落として逃げ去ってしまうような情報から連想したに違いないのである。

もう一点は武芸の内容である。帯刀した相手と喧嘩をして「川へつきはめ」、「両刀を奪取」という行為が可能であったとすれば、直良がどのような武芸を嗜んだのかを推測する材料になるだろう。おそらく剣術などよりも、柔術や捕縛術などを得意としたのではないだろうか。この点で、「拳法」を得意として先祖・直恒の武勇と酷似していることも指摘できるだろう。あるいは「拳法」が家芸として伝承されていたのかもしれない。

つぎの史料も同じく直良の武人的側面をあらわしたものである。

【史料五】⁽¹⁸⁾

(天明五年)十月五日辛巳雨天 今晚亥刻盗賊来る、宵にて遊人有候、四ツ時帰申候て家内窺んとす、然ルニはしり井之裏則今日

張替之所指ニて孔をあけ夫より内奴伺候様子二見へ申候、然共若衆中之邪興ニて候半と存候得共、先々吟味仕らんと存受子一所ニ木刀・杖を持、拙者灯燈を持候て裏口より出座敷の庭の方へ行所中庭ニ道具箱之鑿錐かんな鋸の類悉箱二入、荷つくり致有之候、兩人大ニ驚き弥盗人来りぬへしと覚悟相定、弥すむ所雪隠之縁之下ニありとくと何所首お入てすくみ候。数馬声かけ杖ニて打其俣捕へて腕をねち上ケ見れハ北街道半右衛門息半助也、内へつれ帰り実父半右衛門呼申候て相渡申候、尤半助過日博打ニ打負候つて家出いたし居候処当家へ来り右之品々盗取、大阪へ立越る由也、一兩日前より食事も不仕候由申居候なり

天明五年（一七八五年）十月五日、大嶋直良宅に泥棒が侵入した。泥棒は半助という人物で、博打に負けて家出し、大嶋邸で鑿、錐、カシナ、鋸などの道具を盗んで大坂に行こうと考えていたという。しかし氣配を察した大嶋直良（数馬）によって発見され、捕まってしまった。窃盗を生業とするものではなく、その上一兩日前から食事もとっていないからだから、直良の技量を測るには相手として不足だったろう。

このとき直良は杖で半助を打ち、捕らえた。木刀も用意されていることから、直良の武芸が杖や剣にも及んでいたことがわかる。そして臆せず盗賊に向かっていく様子など、自身の日記とはいえ、「武」の家を相続する人物としてふさわしい逮捕劇であったといえるだろう。

以上の二例のみではあるが、大嶋直良の人物像の中に侍としての勇猛さやそれを可能にする武芸の技量が垣間見られた。こうした直良の

姿は、当然のことながら村人たちの目にも「侍」の個性を体现するものとして映ったと考えられる。

第二章 寛政期の上里村と大嶋氏

第一節 寛政期の早魃と上里村

上里村の主たる農業用水供給源は、小畑川流域の河川である。史料中に見られるのは河川名は小畑川と善峰川であるが、この両河川は早魃により極端に流水量が減少した。大嶋直良の日記によると、寛政三年（一七九一年）から同十年（一七九八年）まで（ただし寛政五年（一七九三年）、同六年（一七九四年）は日記が現存せず。）はほぼ毎年渇水による農作業への影響がみられる。

例を挙げてみよう。寛政三年（一七九一年）五月十三日の記事によると、「先日より渇水仕り、当村植付出来急申候、井ノ内村などハ当村よりも難儀のよし承り候、然る所今日之雨天何方も一緒ニ悦び申候事也、苗代跡植付仕候、当年之植付悉く終¹⁹」とあって、渇水のため田植えを急ぐ必要があり五月十三日には降雨があったことも手伝って完了することができている。翌寛政四年（一七九二年）五月朔日の条には「当春已来快晴打続候て、善峯川などハ四月十二日より一滴も流水無之、小畑川も少シハ流レ候得共、四月十八日頃より渇水仕、当村など一向植付出来不申候²⁰」という状態であり、「氏神へ先日御千度有之候、亦向日明神氏講之寄合能を奉納致べき評定有之候、右早魃之儀ハ言語筆紙ニ尽かたき未聞之事ニて、然所今日朝より雨氣を催シ²¹」た

め、小畑川に流れが戻ったとしている。

このような旱魃の危機は、決して稀なものではなかった。次の史料を見てみよう。

【史料六】⁽²²⁾

寛政八年（一七九六年）六月廿日（中略）今朝南川流水止也、當年ハ永々之降雨ニテ植付時分より今日迄流水不尽、いつにても先一度ハ渴水ニ及へとも当年之体是又未聞之事ニ覚申候、且又艸取始ニ今日より難凌之暑日無之候、仍而稻株も余り出来不申候（以下略）

寛政八年（一七九六年）は「永々之降雨」があつて、例年五月頃の「植付時分」から六月二十日まで川の流れが途切れることがなかった。しかし上里村では「先一度ハ渴水ニ及」ぶのが常のことであつて、このように潤沢な水量が確保されることが「未聞之事」であつた。つまり夏の水不足は毎年のことであつて、常に農作業には危機が伴つていたのである。もつともこの年は用水確保よりも日照時間の減少と冷夏傾向が問題であつて、気温が上がらないために稲の生育が遅れており、むしろ晴天を喜ぶ記事となつている。ただし、寛政八年（一七九六年）は田植えの時期までは十分な用水が確保できていたが、夏場になると渴水に見舞われる。寛政八年（一七九六年）は六月二十日を境に村内を流れる善峰川と小畑川の流れがなくなり、八月十二日の記事においても「昨今迄一滴も不流」⁽²³⁾という渴水状況になつたのである。こうした毎年繰り返される旱魃に対して、村はどのような対策を取つていたのであろうか。次の史料を見てみよう。

【史料七】⁽²⁵⁾

（寛政九年）閏七月廿五日（中略）當村昨年之旱魃ニ野井戸多ク出来申候上、又々今年式十斗も新井戸出来申候、併シ當年人々覚悟留敷故か北代ハ余り乾損もなく水かへも早く取かかり申候事ニ存候、井水ハ昨今打続候事故、出水甚タ少ク井ニよりて一滴も出不申所も有之候、（中略）先出水之井戸此節ニ而田中式丁掛り十五合之水是ハかへ床近キ故水之揚ルこと多シ、定井戸二丁かかり十五合子園拙家所持之井戸二丁掛り十五合此二ツハかへ床少シ高キ故出水田中ニ及はず、中ノ町忠右衛門所持之井二丁掛り五合之水、其外北代ニ而ハ土地ニより十分ニ掛り候所も二三ヶ所も有之候、（中略）川原ニ村中惣井戸有之、是ハ杉田九町八反掛ニ而老丁之水出申候、是ハ通番六時限ニ而候由、一夜二三畝等ト入所も有四畝五畝之所も有之候由、然とも村宝を費シ突井戸などいたし、杭木五間七間も突入候方も有之候得共出水無之候、扱々両三年も打ツツキ人心之苦ミ言斗なへ候、是ニ水かへと申事ハ人身之疲レ勞スルコト多く昼夜之分ちなく諸雜用夥敷、然して浸ル所十か一ニも及はず、十を入て十一を獲する如キ之事斗ニ而候、扱又細物大豆小豆却テ芋皆悉枯申候（以下略）

右の史料からわかる通り、渴水になると上里村では井戸を掘つて井戸水による灌漑を行つていた。寛政八年（一七九六年）、九年は特に旱魃が厳しく、「野井戸多ク出来申候上、又々今年式十斗も新井戸出来申候」と今年だけでも二十の井戸が新たに掘られたという。井戸には「拙家所持之井戸」「忠右衛門持之井戸」のように個人持ちのもの

「村中惣井戸」のように共有井戸があった。なお子園にあった大嶋家の井戸は、寛政八年（一七九六年）七月十二日に掘られたものである。⁽²⁶⁾

しかしせっかく井戸を掘ったとしても「井水ハ昨今打続候事故、出水甚タ少ク井ニより一滴も出不申所も有之候」「村宝を費シ突井戸などいたし、杭木五間七間も突入候方も有之候得共出水無之候」とあるように旱魃が続いているため深く掘っても水が出ず、加えて井戸水による灌漑は、人力を使って田の水替えを行うということであり、「是ニ水かへと申事ハ人身之疲レ労スルコト多く昼夜之分チなく諸雜用夥敷、然して浸ル所十か一二も及ハす、十を入れて十一を獲する如キ之事斗」とあるように、昼夜の別なく行う極めて重労働であつて、しかも田に十分な水を送ることはできず、全体の一割弱が水に浸るといふ程度だといふ。労働に比して益するところが少ないのであつた。

第二節 旱魃と上里村の雨乞

渴水に際して地下水を活用するなど人力で及ぶ範囲の努力をしても十分ではない場合は、神意に訴えて降雨を願う即ち雨乞いが行われる。寛政四年を例に見てみると、四月二十四日に「向日明神社参、右ハ旱魃ニ付村方より零之願也、御千度有⁽²⁷⁾」と大嶋直良が向日明神に村方からの雨乞いのため社参して祈願をしており、その後は、五月一日に降雨があつて渴水の危機を脱することができた。⁽²⁸⁾ その際向日明神に御礼の能奉納が協議され、五月三日には「今日、向日明神氏講より零所願成就御禮之為能を奉納也、野夫・藤左衛門同意ニ而参り申候⁽²⁹⁾」とある。この文中にある藤左衛門は、第三章で見る村庄屋齋藤藤左衛門

のことであろうと推測される。「翁」「三番」「春日龍神」など計七曲が奉納され、大嶋直良も藤左衛門、湯浅右京を同伴して参詣している。

向日明神への雨乞い社参に関しては、寛政八年にも同様の記事があり、こちらの方が大嶋氏の立場が明確になる。

【史料八】⁽³⁰⁾

（寛政八年）七月十二日（中略）向日明神社参丹治、右ハ過日より村方零祈願有之候、年寄仲間より耆人ツツ朝参、今日満願ニ付村一統より御千度也

これによると、雨乞い祈願のため「年寄仲間」の内一人ずつが朝参することになっており、七月二十日が結願日になっていた。この日に社参したのが大嶋丹治（直良）であり、大嶋氏が年寄として社参したことがわかる。ただし、寛政四年の能奉納に際しても、評定をしたのは「向日明神氏講」であり、大嶋氏と藤左衛門は「同意ニ而参り申候」という表現にあるように、特に乞われて参殿したように読める。

寛政九年（一七九七年）七月十八日には上里村・岩見（石見）村と組合で雨乞いを実施することを決定している。⁽³¹⁾ それによると、「此度永々降雨無之候故、大峯山へ神火を受来り山伏常右衛門山へ登り火を揚て祈雨仕候由、岩見村ニ治定仕候、尤俄之相談ニ而候由故此夜両村々申来り寄元迄俄寄合仕弥一所ニ祈雨仕度旨ニ而相談治定仕候」とあり、「俄相談」の結果上里・岩見両村で雨乞いを行うことになったのだという。山伏の常右衛門が大峰山で神火を受け取り、同年七月二十日には「今日、零祈禱一所へ参詣可致旨触来る、辰刻参申候、（中

略) 則堂ノ上之北忠兵衛山前ノ元右衛門山なり開畑之西南之隅ニ一間
四面ホトニ注連をはり、其内神札を立、御燈御酒をそなへ火繩ニ移シ
たる神火を其前ニ置候而、今日数度祈念あり、則山伏常右衛門慈救呪
を唱へ、太鼓・鐘ニ而衆中拍子ス、黄昏ニ至り彼火をたいまつニ附、
太鼓・かねニ而丹波海道を北へ岩見谷・蛇谷等を経て中ノ町ニ至り、
此方所持之山ノ上彼辺ニ而も別而高き所故夫へ持參シ、宵ニ而又々祈
禱有之候⁽³²⁾と上里・岩見両村で費やした松明はおよそ百五十本と極め
て大規模な雨乞いであった。

この雨乞いに関しては、大嶋氏が積極的に関与した形跡が見られな
い。参詣を「触れ」で伝えられている点などを勘案すると、この雨乞
いの中心にいなかったのは確かである。もともと、この雨乞いは元来
石見村単独で行うはずであったところに両村合同の話がまとまったも
のであるため、行事の中心は石見村であった可能性が高い。しかし松
明に移した神火が「此方所持之山」、すなわち大嶋氏の持山に運ばれ
て祈禱が行われたことには意味があると考えられる。「彼辺ニ而も別
而高き」山であるから、という理由もあるだろうが、そこには大嶋氏
の家格が反映されているであろう。これは初めに注連繩を張った山
が、以前の世襲庄屋であった元右衛門の持山であったことと対応して
いるのだと考えられる。

第三節 正親町三條家への出仕と旱魃の影響

本節では大嶋氏と正親町三條家との関係を、正親町三條家における
大嶋氏の勤仕形態を示す左の史料からを検討してみよう。大嶋直方は

寛政七年(一七九五年)三條家に退役を願ひ、養嗣子直良に家来の地
位を繼承させようとして領主側からも了承されるが、当事者の直良は
次のような返答をしている。

【史料九⁽³³⁾】

(寛政七年(一七九五年)三月十六日(中略)私在宅ニ而耕地等
も仕居申候へハ、何とも出勤いたし候儀も心底ニ任せず、併小児
も御座候へハ追々成長仕罷在候へは、又々私身分も自由叶尚々今
暫く之所御宥免奉願候、殊ニ早藤氏も常勤之儀ニ候へハ先以殿中
ニ而御用歛之事も有之間敷と乍恐奉存候、併格別之御用向之節ハ
勿論出勤可仕、常勤之儀ハ何卒御宥免奉願趣申述候、

直良は百姓として農業経営があること、子供が幼いことを理由に、
子供が成長して「自由叶」までの間、しばらく常勤を辞退したいと申
し出る。この直良の主張を、裏付ける史料がある。

【史料一〇⁽³⁴⁾】

(寛政七年(一七九五年)正月十六日(中略)此度永々之旱魃、
去年十一月廿七日ニ半日斗降雨其已来閏十一月極月当月三ヶ月之
間凡八十日程旱魃、其間ニ時雨又ハ少シツツこみだしなど有之候
へ共数刻之間ニ過ず、野辺ハ麦種とも殊外いたみ葉さき枯レ申
候、此節ハ余程葉も出申候時分なれとも、いまた二番だたき之時
分ニ様ニいたし、肥シも三へん四へんも世間一統ニかかり候へ
共、中々肥之さきめ少も見へず、扱亦南川ハ流水細り室戸之端限
りニ流レ、北川ハ少々流レ候へ共井ノ内料ニ而流止ム、井水ハ當
村六七歩通も渴水、村方一統難儀ニ御座候、

この史料から分かるように、寛政七年（一七九五年）の初頭には、前年から続く深刻な旱魃による不作が懸念されており、実際に麦種の生育が悪く、肥料を増やしても効果が見られないという状態であった。

こうした直良の主張に対して、三條家では次のような処置をとっている。

【史料一⁽³⁵⁾】

此度父数馬退役いたし後之所其俣ニ差置候而ハ、已後丹治出勤之御新規ニ相成亦ハ殿中不知案内ニ候而ハ萬端人ニ引まわされ候様ニ相成、三條家譜臣之規模も薄く、又父退役任其子其俣ニ差置候而ハ数馬勤功もなく、無調法ニ而退役被仰付候様ニ相聞へ世間も相済かたく候、依之先々嫡子丹治へ後役申付、出勤之儀ハ定而迷惑ニ存へく候故、先十五日と定置候而、御用少キ節ハ五日成とも三日成とも、又御用多候ハハ十五日か廿日ニも及べく何分濱崎・柿部とも相談之上兎角なか様ニいたし随意ニ出勤可然候様之御上意ニ候趣、濱崎被申候、依之張而御断も難申御請申上候、且亦数馬へ是迄之勤功ニ依而忝人扶持御宛行、亦拙子へ忝人扶持被下候御上意也、

直方から直良への地位継承に時間が空くと、直良の勤めには支障が出る、また直方の退役に対して、無調法による引責だと世間が考えるとし、出勤の日数は一日と定め、御用が少なければ三〜五日でも良いし、御用が多ければ一五〜二〇日の出勤とするような「随意ニ出勤」という条件を申し出、しかも退役する直方と出仕する直良の双方

に一人扶持を与えるという破格な内容であった。

大嶋氏にとって三條家への出仕は次第に負担になりつつあったと見てよい。出仕の日数が多く、農業や医業などの生業経営に影響が出かねない状況を冷静に判断した結果が、直良の発言につながったのだろう。かといって三條家家来の地位を失うことを望んではいなかったであろう大嶋氏が、家来の規模を変えたくない三條家側から譲歩引き出すことに成功したということだろう。

第三章 帯刀人と村社会

第一節 刀を貸す

先に見たように、上里村は恒常的な旱魃の被害に遭っていた。旱魃に際しては大小さまざまな規模での雨乞いが実施されていたが、次の史料は上里村で寛政六年に雨乞い踊りが実施されたことを示すものがある。

【史料一⁽³⁶⁾】

一札之事

一、当年七月朔日、村方雨之踊り興行有之候ニ付、山伏役帯刀入用ニ付、御所持之御刀則銘者備前國住長船彦兵衛尉祐定作、右致借用候処、役義相済候節私俸与平次邪狂御刀を帯シ街道ニ而拔放シ候所、折節同村左兵衛殿と出合不度切先左兵衛殿右手小指之本ニ當り、少々怪我被致候而御刀を穢シ申候段甚以御気毒、何共無申訳仕合奉存候、夫ニ付若後日ニ至り右刀御研シ被成候節刀屋研

屋など二而万一血之穢レ請等申立、請取不申或者他所より猥ケ間敷儀申候ハ印形之者共罷出俵我道之様子巨細に申開キ其元様江少も御難相掛申間敷候、為後日一札如件

寛政六年甲寅七月

本主 長左衛門 (印)

子 与平次 (印)

加印 仁兵衛 (印)

同 茂右衛門 (印)

残念ながら大嶋直良の日記については、寛政六年分が現存しておらず、寛政六年（一七九四年）の早魃がどの程度であったのかを知ることとはできないが、寛政七年（一七九五年）の『日記』によると正月一日の記事として「去冬參會之上にて去年来早損村方困窮二付、当春ハ随分略服ニテ諸禮相勤候治定也⁽³⁷⁾」とあるので、寛政六年の早魃被害が村に相当の疲弊をもたらしたことがわかる。

上里村では、雨乞い踊りを実施するに際して、山伏役の刀を大嶋氏から借用することにした。雨乞い踊りは無事に終了したが、与平次が借用した刀を振り回して同村左兵衛の指に怪我を負わせるといふ事件がおきた。与平次の父長兵衛らは刀を血で穢したことを詫び、特に研ぎに際してのトラブルについて保証している。

この史料で注目したいのは、大嶋氏が雨乞い踊りに際して刀を貸し出したということである。早魃という村の危機に当たって、自らも農地を持つ「村人」としてその危機に対峙するのは当然としても、刀は

大嶋氏の身分を表象する極めて重要な存在であったに違いない。いったいどのような刀を山伏役のために貸したのだろうか。

大嶋家文書には宝暦十一年（一七六一一年）作成の「刀・脇指道具之⁽³⁸⁾覚」が残されており、大嶋家に所蔵されていた刀剣がわかる。同史料によると、大嶋氏が所蔵していた刀・脇差は明応七年銘の「備州長船祐定」短刀を最古として、銘を判別できないものや無銘のものを除けば室町末の末古刀から江戸期の新刀がすべてである。

これらの刀類の中で、在銘の刀剣は「丹波守吉道」銘の刀、同銘脇差、「出羽大掾藤原国路」銘刀、そして左の彦兵衛尉祐定がある。

刀

一、名 備前国住長船彦兵衛尉祐定作

うらに天正十二年二月吉日ト有り

一長式尺壹寸四分 中子五寸六分

惣長式尺七寸也

これが寛政六年（一七九四年）に山伏役に貸した刀であらう。

大嶋直良が雨乞い踊りのために貸与した「備前国住長船彦兵衛尉祐定」については、戦国期の刀工で同期の備前長船派としては与三左衛門尉祐定とともに有名である。数打物も多く、文書の表記だけでは明言は避けなければならない。また今日的な刀剣の評価を加えても意味は薄いだろうが、無銘の刀も所持する中で在銘の刀を貸与したことは、大嶋氏が雨乞い踊り山伏役を重く捉えていたことを示しているであらうし、またそのように考えざるをえない性格の貸借であったということだろう。

第二節 上里村の帯刀人

雨乞い踊りの山伏役に真剣が必要だったとして、上里村内で刀を所持するのが大嶋家以外になかったたのであれば、自ずと村人が借用を求めるのは大嶋家ということになる。そこで上里村で刀を所持していた人物を探してみたい。

寛政九年には京都町奉行所による帯刀改が実施されており、大嶋直良も願書を提出していることが『大島直良日記』（以下『日記』と略す。）によってわかる。次の史料はそのときのものである。

【史料二三】⁽³⁹⁾

（寛政九年）九月三日（中略）齋藤藤左衛門来臨、此度帯刀御改有之候ニ付、帯刀附相認松村三郎左衛門へ差出シ申候、仍之先例被尋候、従此方享保年中御改之控へ藤左衛門へ入覽候、今晚相認明朝松村氏へ差出可申旨被申候、尤奉行所へハ松村より被差出候由也、此度ハ帳面ニ而差出由也、則認申候帳面写左之通ニ候

〔表書〕帯刀人御改帳

城州乙訓郡上里村

帯刀御改書

城州乙訓郡上里村之内罷在候大嶋數馬、正親町三條殿御家来ニ而常帯刀仕候

右者享保六年辛丑年十一月九日御改ニ付御届奉申上候、安永九年子年五月御改之節御届奉申上候、始而出仕仕候節年久敷義ニ付委細相分兼候

一地改用非常等之節帯刀并ニ神事帯刀

惣代庄屋

齋藤藤左衛門（印）

右者享保六辛丑年十一月九日御改ニ付、御届奉申上候、安永九庚子年五月御改ニ付御届奉申上候所、年久敷儀ニ付委細相分兼候一神事帯刀 當村神明座頭年寄

仁右衛門（印）

右ハ前々より相勤来候家前式十軒御座候内ニ而、年限に應シ相勤申候、尤年久敷相成候ニ付、年限分兼候、享保六辛丑年十一月九日御改ニ付御届奉申上候、安永九庚子年五月御改ニ付御届奉申上候、常帯刀仕候義無御座候

右此度帯刀御改ニ付、村方吟味仕候處、右之外帯刀仕候者老人も無御座候、以上

寛政九丁巳年九月

庄屋 藤左衛門（印）

年寄 仁右衛門（印）

御奉行様

これによると、正親町三条家の家臣である大嶋數馬が常帯刀、惣代庄屋の齋藤藤左衛門が領主の地改や非常時、および神事における帯刀、そして神明座年寄の仁右衛門が神事に際して帯刀することを願っていることがわかる。いずれも享保六年、安永九年に許可された前例があるとしている。つまりこの史料によれば上里村では帯刀人が三名いたことになる。

実際の帯刀改は翌寛政十年（一七九八年）に実施された。このときの帯刀改は「何分此度ハ嚴密ニ御改」であって、大嶋氏と齋藤氏は役

所との対応に苦慮することになる。『日記』寛政十年（一七九八年）三月十六日の記事によると「役所御尋之趣ハ代替之節嗣目相願不申候而ハ相済かたく候、又いつの頃より御家来ニ成帯刀致候哉⁴¹」と代替わりの相統願いや三条家の家来になった時期などについての詳細な内容の提出を求められた。大嶋氏は代替わり時の経緯について「年久敷儀」であるため分らない、享保の帯刀改に提出した文書の写しは所持している、天明の届出もしているが焼失した文書があるため分りかねると言上する。しかし役所側は元文期の帯刀改について追及し、大嶋氏は元文期の帳面が焼失していると答えるというやり取りを行っている。その上で「常帯刀之外地頭御用帯刀ニ而も兼度相届可申、浪人帯刀、郷士帯刀ハ勿論たるへき事、地頭御用帯刀ハ一日ニ而も百日ニ而もいつにても御家来ニ相違なき事（中略）又神役帯刀も已来ハ相届可申候⁴²」と述べ、町奉行所は、単に常帯刀と届け出るだけでは不十分であり、地頭御用、浪人、郷士などの理由による帯刀の別も届出が必要、また神役による帯刀の届出をも求めたのである。

【史料一四】⁴³

（寛政十年）三月二十六日（中略）予齋藤判事館へ参り廿四日帯刀御改ニ付武邊へ被出候右様子相尋申候、尤此方より届書相認候所間ニ合ひ不申、筆工松屋庄兵衛ニ改メ書セ申候而被差出候得共、兎角 向済かたく夫故、今井彦之進番勘定方懇意ニ付相願候而、夫より證文方へ内々懸合具候、彼方差圖ニハ去ル酉年出火之節焼失ニ而相分り不申候趣ニ申なし、何分大嶋氏ハ代々帯刀、齋藤氏御用之節帯刀候得共、安永之時分常帯刀御免被仰付候、神事

帯刀之家廿軒之内九軒して輪番神役帯刀仕候趣、然トモ焼失ニ而書物無御座候、不案内ニ而逐一ニ而届不申上候段御宥免被下度様願申候、役人漸承知ニ而大嶋・齋藤ハ帳面ニ留り神事帯刀ハ未障候由也、弥廿七日以書付可願出旨役人被申候ニ付、明日又々上京被致候由也、尤此度御改候事別記ニ留置候もの也、委細ハ仍之知へし

右の史料から分る通り、大嶋氏は代々の帯刀であることを前年に続いて繰り返し、齋藤氏は地頭御用の帯刀であることを認められ、神事帯刀については文書焼失による届出の不備は不問となった。ここで注目したいのは、氏神向日明神の座に属する、神事帯刀をする家が二十軒あり、その内九軒が輪番で神役を務める決まりであるという記述である。

先に見たように、幕府の原則としては、神役帯刀は届出が必要であった。「已来ハ」とあるため、従来は比較的緩やかな規制であったと考えられる。特に神事座役が輪番制である場合には数年に一度の帯刀となる筈であり、上里村でも届出はしていなかったのではないかと思われる。先に史料で見た仁右衛門の場合は、「神明座頭」として神事の際には必ず帯刀するため届書を提出しているのだろう。

このようにして見ると、上里村には少なくとも二十軒の帯刀由緒を持つ家があったことになる。先の雨乞踊りに際して山伏役の刀を借りるには事欠かなかつたはずである。それではなぜ村方は、大嶋氏から借用したのだろうか。

第三節 帶刀・帶刀人を巡る村人の争い

上里村には臨時の帶刀を含めて二十軒以上の家が帶刀する可能性を持っていた。つまり単純考えて二十振以上の刀が、上里村には存在するのである。その中から大嶋氏所持の刀が選ばれた理由を、逆説的ではあるが、帶刀人を巡る争いの中から検討してみたい。

【史料一五】⁽⁴⁴⁾

天明八年戊申

村方ニ而傳聞富小路家之株百姓若見村上里村ニ而三拾軒有之候所、庄屋藤左衛門百姓ニ次兵衛東町也、忠右衛門西町、弥二兵衛北ノ町、右四人殊外地頭富小路殿より肩鼻有之候て、藤左衛門・次兵衛は去年より帶刀御免ニ而、御改付挑灯四人へ被下候、然所村惣代仁右衛門北ノ丁も同株ニ而候所、去年以来前々不首尾之由有之候、又村年寄は因幡堂株ニ而、太郎右衛門也、然ルニ藤左衛門・次兵衛村方ニ而帶刀致し候事ハ例無之、彼等追々威勢はり候てい村方附合等も宜からず候由ニ而、仁右衛門、太郎右衛門方へ行申右帶刀差留申候相談有之折節、大炊御門庄や平左衛門居合七委細始終聞申候所、太郎右衛門相談候ハ新規ニ帶刀いたす事、甚六ヶ敷致かたき事にてハ武邊ニ成候共、急度差留可申筋合も有之候由、殊外堅く申募り候、然所平左衛門旁より申談候ニハ其儀ハ兼按ニ念思慮可有之事ニ被存候間、其儘ニ打捨置るへし、急度其元達之不利ニ被思候、太郎右衛門・仁右衛門一向承知無之候故、平左衛門も其儘ニいたし置候、扱其後又々仁右衛門・太郎右衛門評儀有之直ニ藤左衛門へ演説も致候ハハ、源右衛門藤左衛門親類

也を以て右之趣掛合すへしとて則相招き寄越申合候所、源右衛門承知ニ而委數藤左衛門へ申傳へ候上、我は了簡ニて兎角庄屋・年寄之差凶ニ從ひ被申候が其元之身の為なるへし、先年父藤兵衛帶刀之砌も元右衛門より差留申候事も有之候へハ、堅く留り候が可然事ニ候、若其元たつて帶刀被致候てハ、庄屋・年寄より障り付口論ニも可相成候て却て誤状等も可致仕儀ニも可相成哉、兎角相止て被申候ニ申談候、藤左衛門返答ニ其元と手まえと間柄故何か深切ニ被申述候段千萬余分、併シ帶刀ハ我等次兵衛とも此方より望候て之事ニは非ず、富小路殿より被仰付候事故辭退之上ニ而御請候事ニて、何も望て致たる儀ニ而ハ無之候、夫ニ付庄屋に年寄ニ利分有之我等ニは誤り一札可致候旨ニ候へ共、何も不調法之筋も覚へなく二人誤り一札致す時ハ主人を誤らすも同然ニ候、能々簡遍可被致候、夫共千方たつて利弁も候て差留られ候は地頭へ直々御掛合可被成ト答申候、源右衛門承り其趣仁右衛門・太郎右衛門へ具ニ申達候所、兩人始弥二兵衛・忠右衛門評定いたし一向聞入す武邊ニ出で相手ニ成へし、其時此方ハ上訴招、彼等ハ下訴招ニ而對決いたすへしと手強く申出候、依て仁右衛門・太郎右衛門も無言候て、今更致方なく當惑候に平左衛門より忠右衛門之腰折候へハ、強氣之忠右衛門弥以て意地つよく弥つよばり申候て種々之理屈を申述、却て太郎右衛門・源右衛門より帶刀之儀村方ニ於て少も差支無之候由詫一札いたし候由、尤是迄之雜言ハ心得違ひ之由文面有之候由、初メハ藤左衛門より下書を遣候へとも断申述、少々軽く認メ遣し候由と云々

【史料一六】⁽⁴⁵⁾

同年酉八月四日

元服振廻有之候所、丹治出席、然所是迄之通上席村役長右衛門、次座丹治、次二三郎左衛門、四郎右衛門、次兵衛、弥惣兵衛、孫兵衛と順席候所、忠介内々ニ而弥三兵衛へ申述候ハ今晚之坐席ハ如何候やと申、弥三兵衛答ニ先々之通と申候、是ハ内々沙汰を聞候て氣を付候事と存候、然所忠右衛門罷出三条家之家来帯刀ハ是迄之通子細なく候、富小路家家来帯刀人ハ何とて差留候ぞ、富小路家家来が下席ならハ三条家家来も下坐たるへしと内しやううそふく申出候、又九右衛門内分ニ而年寄太郎兵衛へ尋ニ遣し口上ハ今晚之坐席ハ如何いたし候や内々尋試候趣申遣候、太郎右衛門答ニ先々先々之通可然旨申候、忠右衛門是を聞太郎右衛門差圖ハ受不申と強邪ニ申募候、弥三兵衛段々有メ候故先ハ静まり申候、是も先刻丹治對し坐席を作り申さるへしと忠右衛門之一言申出候故、丹治も辞退する所、忠右衛門重て先々御詰不被成候てハ下々つまり申候、九右衛門、三郎左衛門も同様挨拶あり候ニ舌も乾かぬ内ニ丹治席ヲ目つほニ取、とや角申候ハ如何と存候、しかし先今晚ハ相椅候て十二日道造り例之通若連あみたニ會合有之候、前夜ニ弥三郎ニ出合候てすく承候所、忠右衛門等之了簡ニハ此方ニハ村役ハ不致三条家ニてハ大嶋数馬なれ村ニ而ハ仙右衛門ニ而銘々五歩ニ而候事ニ而上ニ置筋合もなく、又先年ハ末席ニ着れ候例も有之候由老分の人も申方有之候、丹治ハ各ニ旧家之事も語り候うへ上座ノ事ハ先規之通也、人の上ニ立事もなく下ニ着事もな

これによると、富小路家領庄屋・藤左衛門と次兵衛は天明七年（一七八七年）から富小路家から帯刀を許されたが、村庄屋の仁右衛門と村年寄太郎右衛門は、兩名は「村方ニ而帯刀致し候事ハ例無之」と帯刀差止めを要求しようとする。藤左衛門と次兵衛は領主・富小路家から「肩鼠（鼠肩）」強く、「威勢」を張る状態であったため、大炊御門領庄屋・平左衛門からは「其儘打捨置」ように勧められるが、太郎右衛門らは藤左衛門親類の源右衛門に説得を依頼、源右衛門は「兎角庄屋・年寄之差図ニ従ひ被申候が其元之身の為なるへし」と藤左衛門に告げるも「帯刀ハ我等次兵衛とも此方より望候て之事ニは非ず、富小路殿より被仰付候事故辞退之上ニ而御請候事ニて、何も望て致たる儀ニ而ハ無之候」と自らが帯刀を望んだのではないと述べ、不調法もないため託状を認める理由はないとして「誤り一札致す時ハ主人を誤らすも同然」と要求をはねつけ、どうしても帯刀を差止めたければ「地頭へ直々御掛合可被成」と言う始末であった。

これを受けて仁右衛門・太郎右衛門は忠右衛門・弥二兵衛と協議するが、忠右衛門と弥二兵衛は太郎右衛門らに比べても強硬に藤左衛門らの帯刀に拒否反応を示しており、奉行所への訴訟も検討すると述べ、大炊御門領庄屋平左衛門の仲裁にも耳を貸さない有様であった。するとここへきて太郎右衛門は、帯刀も「差支無之」と態度を軟化させ、代わりに藤左衛門らから「心得違」の託状を取ることで事態の収拾を図ったという内容である。

つづけて天明八年（一七八八年）八月四日の元服披露における席次問題を見てみよう。これは大嶋氏が当事者となった事件である。

く先規之通のみにて何も申分ハ有間敷者ニ存候由申演候、尤弥三兵衛ハ忠右衛門を宥メ候由、又丹治ニハ明晩之席ハ不參候様ニ申候所、弥三兵衛も其後宜敷候故隨之候、是ニ而先泣ねいりニなり候也

元服披露の席において、大嶋丹治（直良）の席次が次座であったことに先記の忠右衛門が抵抗し「三条家之家来帯刀ハ是迄之通子細なく候、富小路家家来帯刀人ハ何とて差留候ぞ、富小路家家来が下席ならハ三条家家来も下坐たるへし」と年寄太郎右衛門に述べた。太郎右衛門は「先々之通り」であると返答するが、忠右衛門は「太郎右衛門差圖ハ受不申」と述べて強硬姿勢を崩さなかった。しかしこの場合は弥三兵衛の説得などもあつてか、忠右衛門は態度を軟化させたものの、大嶋直良は不快感を露わに筆記している。

忠右衛門はなぜこのように帯刀人へ抵抗感を募らせていたのか。それは「忠右衛門等之了簡ニハ此方ニハ村役ハ不致三条家ニてハ大嶋数馬なれ村ニ而ハ仙右衛門ニ而銘々五歩ニ而候事ニ而上ニ置筋合もなく、又先年ハ末席ニ置れ候例も有之候由老分の人も申方有之候」という文章に表れている。忠右衛門の主張には、三条家家来大嶋数馬は、上里村では仙右衛門であり、二つの立場に優劣はない筈である。それ故村の行事では仙右衛門として扱うべきだという価値観が現れている。以前は末席であつたという老分の話も忠右衛門の意を強くしていると思われるが、養子として大嶋家を継いだ直良に対する牽制も含まれていたであろう。

忠右衛門だけではなく、上里村内では富小路家から帯刀を認められ

た藤左衛門らが、領主との関係を背景に村内での立場を強化していた状況に端を発し、村内の家格序列が、領主との関係で生まれた帯刀人という身分序列によつて変化することへの抵抗感あつたと言つてよからう。

これに対し大嶋直良がとつた態度は大嶋家が「旧家」であることを各々に語り、「上座ノ事ハ先規之通」であるというのみであり、「人の上ニ立事もなく下ニ着事もなく先規之通のみ」であると説明せざるを得なかつた。ここに共同体による帯刀人への規制と双方による村内の地位の確認が見て取れるであろう。大嶋氏としては、三条家を背景とした村内での地位強化を自ら否定し、村内での責務を果たすことで存在を強化する方向性を取つたといえる。寛政六年の雨乞踊りへの刀の貸出しは、まさにかかる状況に即したものであつた。

関連する例を挙げてみよう。他村の例だが、天保十二年（一八四一年）、葛野郡千代原村では頭百姓の一人勘兵衛が、「兼而九條様江御館入」という関係から、九條家「近習席末勤」として召抱えられることになり、名も川本大膳と改めることを領主妙法院宮家など諸方面に届け出た。これに対して妙法院宮家では次のような対応を取っている。

【史料一七】⁽⁴⁶⁾

寛

右一件ニ付十一月十二日

妙法院宮様より村方庄屋・年寄并本人勘兵衛・頭百姓共御召出ニ

相成、彼 御殿御家来ニ被 召抱候儀勝手次第御申請申上候様御聞

濟候趣被 仰渡候事

但し右二付而ハ以後村方ニおゐて九條殿御家来之御威光ヲ以我意

ヲ申間敷様被 仰付候事、若心得違ニ而彼 御殿威勢振立争論へ

およひ候節ハ、御地頭表へおゐてハ平百姓並ニ御取扱可被成候事

領主・妙法院は千代原村の庄屋・年寄・頭百姓らを集め、勘兵衛が九條家家来になることを「勝手次第」と承認することを伝えた。しかし同時に、勘兵衛が「九條殿家来之御威光」を盾に専横を極め、それが元で争論が起った場合には、勘兵衛を「平百姓」として扱おうと宣言したのである。これは京周辺の村落で公家の家臣化する有力農民が増える中で、村落内ヘゲモニーを巡る摩擦が激しくなることを受けてのことであり、先の上里村での藤左衛門と忠右衛門の対立や大嶋氏の席次を巡る騒動がまさにそれに当たるだろう。

村にとつての帯刀人の存在は、時には支配系統以外の対領主ネットワークを構築することになるが、⁽⁴⁷⁾時には村内秩序を揺るがしかねない諸刃の刃であつたといえる。

おわりに

以上、各章にわたって検討してきた内容を整理してみると、農業用水が不足がちであつた上里村では寛政期にはほぼ毎年旱魃被害に見舞われており、灌漑池や井戸掘りに対応する一方、特に旱魃が厳しかつた寛政九年（一七九七年）には周辺の村落と合同で大規模な雨乞いを実施するという状態であつた。

三條家の家来という身分を持つ帯刀人・大嶋氏は、旱魃続きの寛政

年間には百姓として新井戸を掘るなどの用水確保に努める一方、村で実施した雨乞踊りには山伏役の刀を貸し出した。銘から判断すると、その刀は大嶋氏にとつても重要な刀であつたと考えられる。雨乞踊りへの刀の供出は、①大嶋氏の先祖が神職であつたという宗教的権威の伝承及び、その形跡が上里村内に残っていること、②同家が「武勇」を継承する家であり、また当主直良も相應の武勇を有していたと考えられることから、神事にふさわしい刀を持つと判断されたこと、③その一方、領主との関係によつて帯刀人となつた家の村内における家格の上昇に対する抑制意識が作用しており、村の一員として旱魃という危機の克服に対する相應の役割を求めた結果だと考えられる。

視点を變えて、村が大嶋氏をして刀を出させしめたと考えるならば、そこには共同体として大嶋氏という帯刀人とその「武」を村落の機能に取り込もうとする作用がみとれるだろう。百姓身分でありながら常帯刀という存在である、三條家家来でありながら上里村の村人である大嶋氏は、現実的に武勇を發動する機会の極めて少ない時代にあつて、時として「武」の持つあるいは刀によつて象徴される辟邪性を發揮することによつて、村を守る力として機能することを要求されていたといえるであろう。

註

(1) 吉田ゆり子「村に住む武士―郷土」と帯刀改め―(渡辺尚志編『新しい近世史4 村落の変容と地域社会』一九九六年 新人物往來社)なお、吉田は浪人・郷土を区別し、帯刀人と一括することを批判しているが、本稿では史料上大嶋氏を「帯刀人」と称している場合は

それに従った。

- (2) 藤木久志『豊臣平和令と戦国社会』（一九八五年 東京大学出版会）及び、『刀狩―武器を封印した民衆―』（二〇〇五年 岩波新書）
- (3) 深谷克己『江戸時代の身分願望 身なりと上下 無し』（二〇〇六年 吉川弘文館）
- (4) 『史料 京都の歴史 第15巻 西京区』京都市 一九九四年
- (5) 長谷川澄夫『京都近郊一郷士の生活―天明五年「大島家日記」より―』（中山修一先生喜寿記念事業会編『長岡京古文化論叢Ⅱ』一九九二年 三星出版）
- (6) 尾脇秀和「近世後期京都近郊村落における医師の活動実態―山城国乙訓郡上里村大嶋家の事例―」（『鷹陵史学』第三十四号 佛教大学鷹陵史学会 二〇〇八年）
- (7) 京都市歴史資料館蔵マイクロフィルム『大島家文書』NK-12-z-9以後
『大島家』NK-12-z-9のように略記する。
- (8) 註(45) 参照
- (9) 註(7) 参照
- (10) 同右
- (11) 同右
- (12) 同右
- (13) 同右
- (14) 同右
- (15) 同右
- (16) 註(6) 参照
- (17) 『大島家』NK-12-D-1-1
- (18) 同右
- (19) 『大島家』NK-12-D-1-5
- (20) 『大島家』NK-12-D-1-6
- (21) 同右
- (22) 『大島家』NK-12-D-1-8
- (23) 註(22) 参照

- (24) 同右
- (25) 『大島家』NK-12-D-1-9
- (26) 註(22) 参照
- (27) 註(20) 参照
- (28) 同右
- (29) 同右
- (30) 註(22) 参照
- (31) 註(25) 参照
- (32) 同右
- (33) 『大島家』NK-12-D-1-7
- (34) 同右
- (35) 同右
- (36) 『大島家』NK-12-B-47
- (37) 註(35) 参照
- (38) 『大島家』NK-12-D-2-3
- (39) 註(25) 参照
- (40) 『大島家』NK-12-D-1-10
- (41) 同右
- (42) 同右
- (43) 同右
- (44) 『大島家』NK-12-D-2-4
- (45) 同右
- (46) 京都市歴史資料館蔵マイクロフィルム「川本家文書」802
- (47) 拙稿「近世後期の川嶋村村方騒動と革嶋氏」（『史園』第一輯 園田学園女子大学歴史民俗学会 二〇〇〇年）

〔あかい たかし 日本近世史〕